

# 帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、国の小規模事業者持続化補助金（以下「国補助金」という。）を活用して販路拡大等に取り組む帯広市内の小規模事業者を対象に、国補助金の上乗せ補助を行います。

## 1. 補助対象事業者

中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者（※1）で帯広市内に主たる事業者があり、かつ、市税の滞納がない者で、下記のいずれかに該当する事業者。

- ① 国補助金（一般型）の交付決定を受けている事業者（単独又は複数の事業者。以下同じ）のうち、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者（以下「一般型・コロナ加点」という。）
- ② 国補助金（コロナ特別対応型）の交付決定を受けている事業者（以下「コロナ対応型」という。）
- ③ 国補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の交付決定を受けている事業者（以下「低感染リスク型」という。）

※1 常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業、サービス業については5人）以下の事業者をいう。

## 2. 補助対象経費、補助率、補助上限額

### (1) 補助対象経費

国補助金において補助対象経費とみなされる以下の経費

補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費
--------	--

### (2) 補助率、補助上限額

補助率と補助上限額は下記のとおりとする

補助率	補助対象経費の12分の1以内の額	
補助上限額	国補助金（一般型・コロナ加点）に該当する場合	62,500円
	国補助金（コロナ対応型）または国補助金（低感染リスク型）に該当する場合	125,000円

### (3) 補助のイメージ

#### ① 国補助金（一般型・コロナ加点）に該当し、事業費750,000円の場合

国補助金 500,000円 (2/3)	帯広市上乗せ 62,500円 (1/12)	事業者負担 187,500円
---------------------------	-----------------------------	-------------------

#### ② 国補助金（コロナ対応型）類型A（補助率2/3）で、事業費1,500,000円の場合

国補助金 1,000,000円 (2/3)	帯広市上乗せ 125,000円 (1/12)	事業者負担 375,000円
-----------------------------	------------------------------	-------------------

#### ③ 国補助金（コロナ対応型）類型B、Cまたは国補助金（低感染リスク型）（補助率3/4）で、事業費1,200,000円の場合

国補助金 900,000円 (3/4)	帯広市上乗せ 100,000円 (1/12)	事業者負担 200,000円
---------------------------	------------------------------	-------------------

※国補助金（コロナ対応型）の補助対象事業は、類型A（サプライチェーンの毀損への対応）、類型B（非対面型ビジネスモデルへの転換）、類型C（テレワーク環境の整備）に分類されている。

### 3. 申請に必要な書類

当該補助金の申請にあたっては、下記の書類を添付して令和5年3月31日までに申請してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 口座振込依頼書兼同意書（様式第2号）
- (3) 税情報確認承諾書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 事業実績書（様式第5号）
- (6) 事業費明細表（様式第6号）
- (7) 国補助金に係る以下の書類（いずれも写し）

- ①補助金交付申請書、②補助金交付決定書、③補助事業実績報告書、④補助金額確定通知書、⑤補助金精算払請求書

- (8) その他

法人の場合：現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

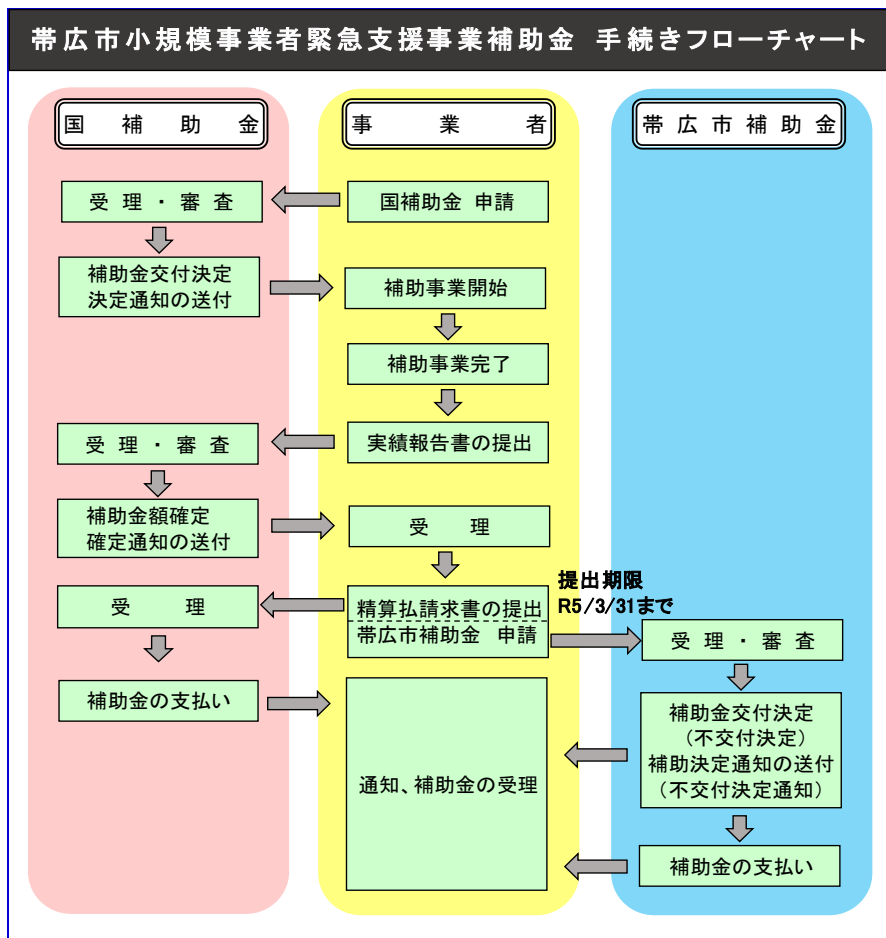
個人事業主の場合：直近の確定申告書又は開業届若しくは許認可証



### 4. 申請から補助金の受取までの流れ

受付期間 令和5年3月31日（金）まで

（事業者は、国補助金の精算払請求を行った後（国補助額が確定した後）に申請が可能となります。）



### 5. 問合せ・提出先

提出先 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市役所 経済部 経済室 経済企画課 TEL: 0155-65-4167 Fax: 0155-23-0172